

②景観まちづくり計画・景観計画

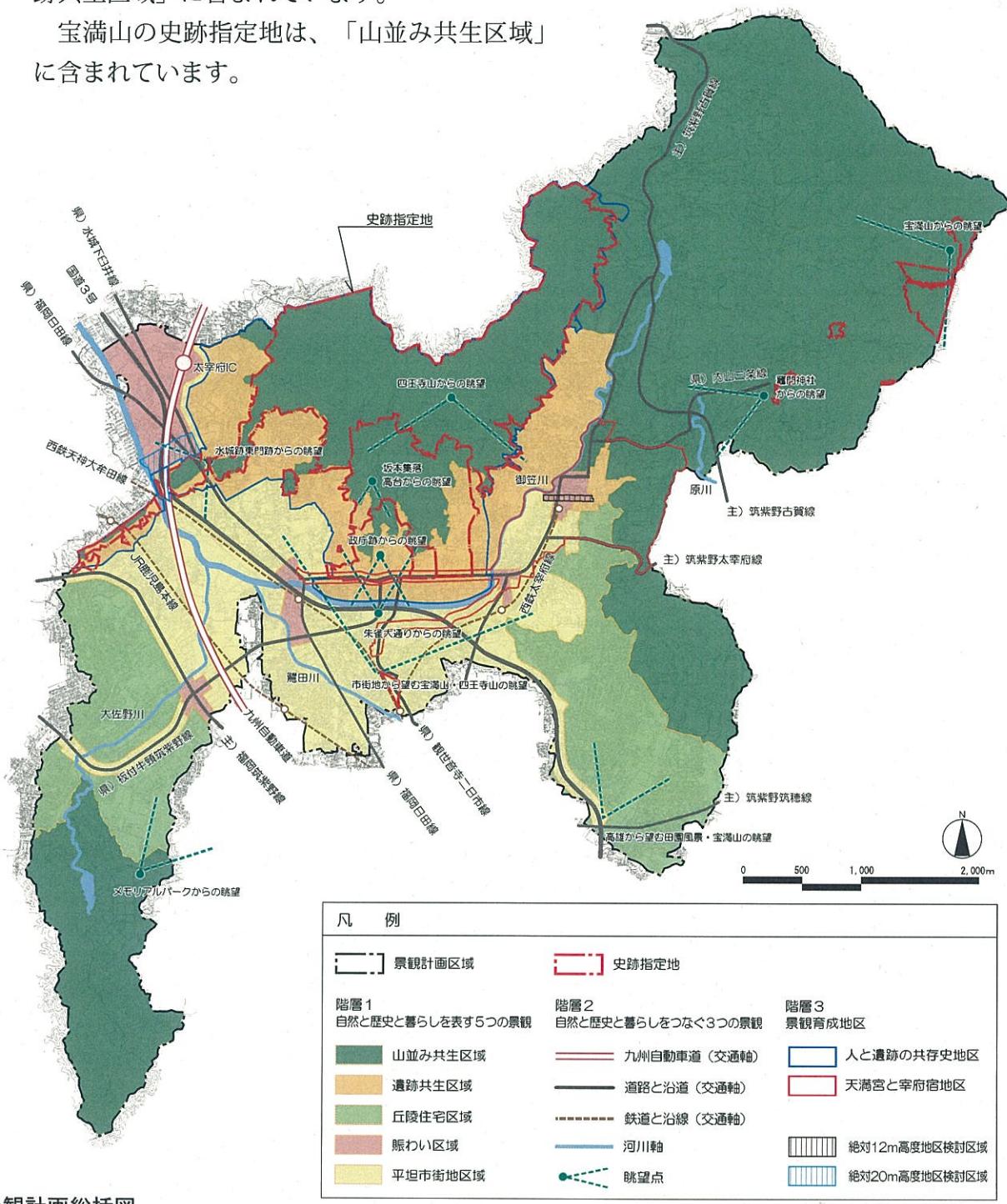
本市は、平成22年度に総合的な景観施策を定めた「景観まちづくり計画」と景観法に基づく「景観計画」を策定、平成23（2011）年4月1日には「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を施行し、全市的な景観形成とともに、景観育成地区の指定による重点的な景観の育成に取り組んでいます。

●景観計画区域（全市）

市域全体を景観計画区域とし、その中を「山並み共生区域」、「遺跡共生区域」、「丘陵住宅区域」、「賑わい区域」、「平坦市街地区域」の5つに区分し、それぞれ景観形成の方針、景観育成基準、届出対象行為を定めています。

四王寺山とその麓に位置する史跡指定地は、景観計画区域の「山並み共生区域」と「遺跡共生区域」に含まれています。

宝満山の史跡指定地は、「山並み共生区域」に含まれています。

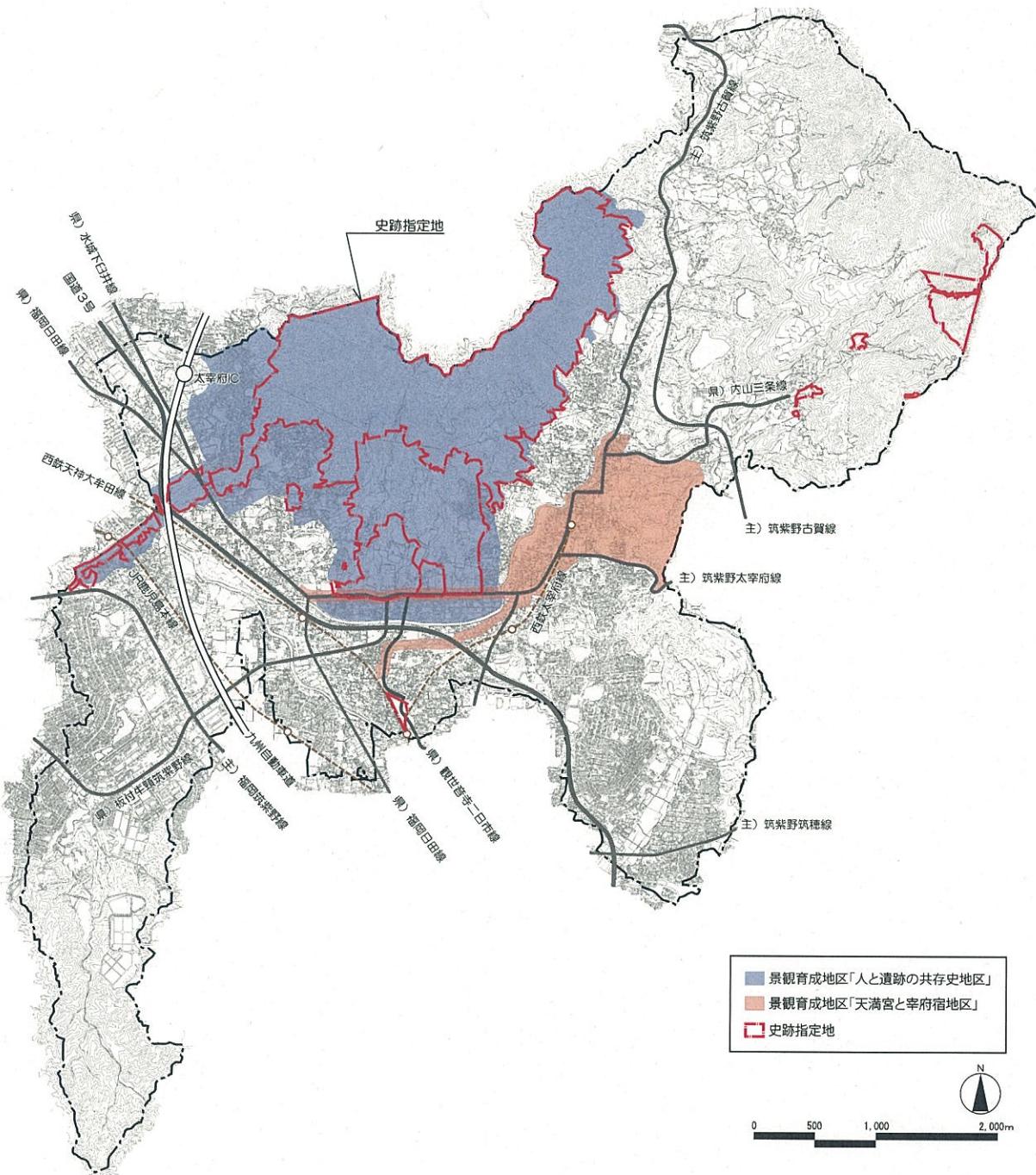


◆景観計画総括図

●景観育成地区

景観上重要で、積極的に良好な町並みの保全・創出を図る地区に対しては、景観育成地区を設定し、景観誘導を図っています。景観計画策定当初は「人と遺跡の共存史」と「天満宮と宰府宿」の2地区を設定し、景観育成基準を詳細に定め、景観保全を図っています。

史跡指定地のうち、四王寺山とその麓が、「人と遺跡の共存地区」に含まれており、人と遺跡が共存する景観の保全が図られています。

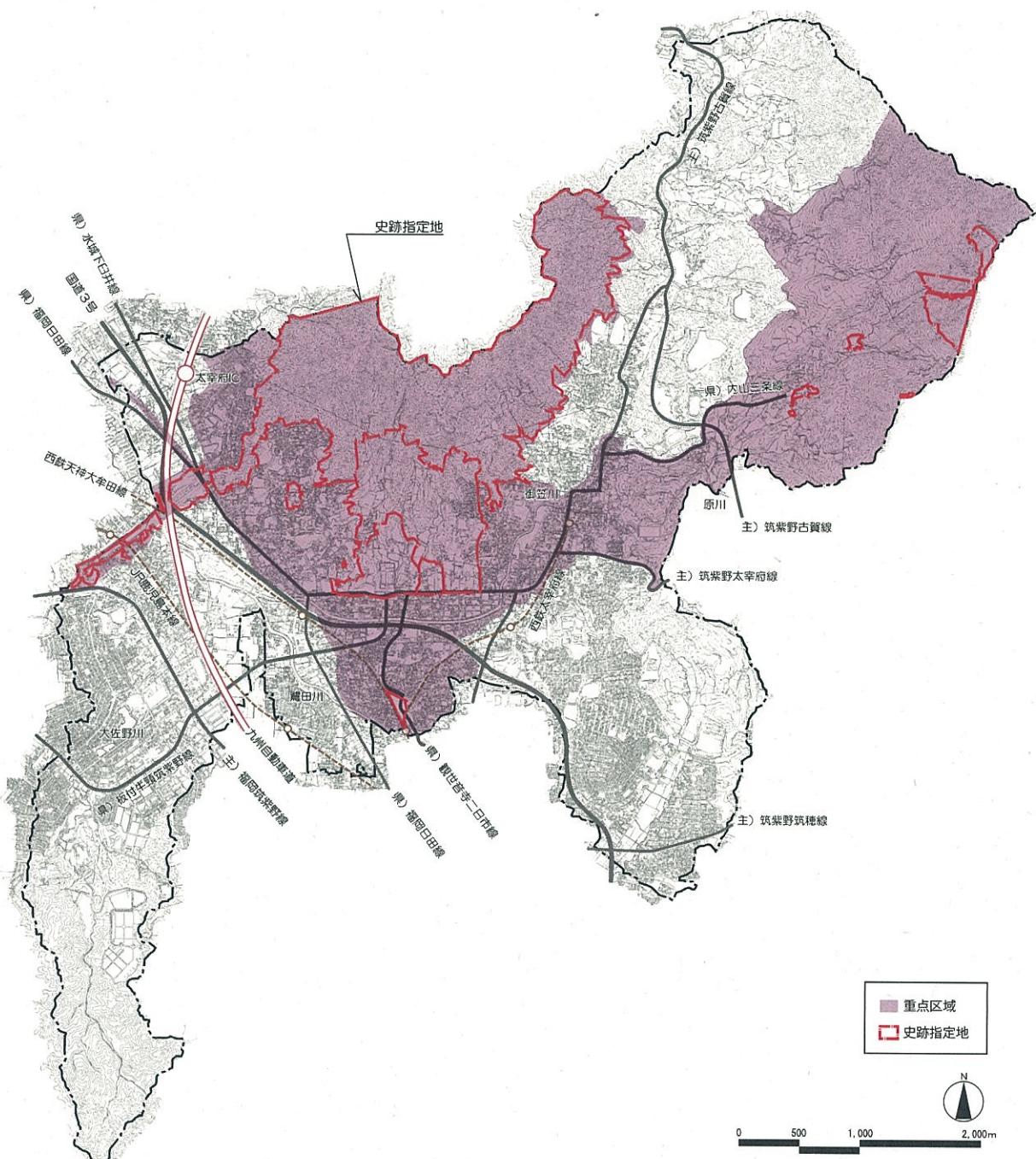


◆景観育成地区的指定状況

③歴史的風致維持向上計画

本市は、平成 20（2008）年に施行された「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、「太宰府市歴史的風致維持向上計画」を策定、平成 22（2010）年 11 月 22 日に国の認定を受けました。また、新たに維持向上すべき太宰府の歴史的風致として、「大宰府関連史跡群の継承と保護による歴史的風致」の追加および事業計画の見直しを行った変更計画を策定し、平成 27（2015）年 2 月 27 日に再認定を受けています。

再認定の歴史的風致維持向上計画において、重点区域「太宰府市歴史的風致維持向上地区」を約 1,394ha に拡大しました。その範囲には大宰府関連史跡の市内史跡指定地の全域を含み、宝満山から水城跡までおよびます。



◆歴史的風致維持向上計画の重点区域